

名古屋市防災協力農地登録制度要綱

（目的）

第 1条 この制度は、地震災害時における市民等の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するために、次の各号に該当する農地をあらかじめ登録するものである。

- (1) 避難空間
- (2) 避難空間及び災害復旧用資材置場

（定義）

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2条第 1号に定めるもので名古屋市地域防災計画により災害対策本部が設置された災害をいう。
- (2) 防災協力農地 災害時に避難空間並びに避難空間及び災害復旧用資材置場として使用するためにあらかじめ登録した農地をいう。
- (3) 避難空間 災害を受け、又は受けるおそれのある市民等が一時的に避難する場所をいう。
- (4) 災害復旧用資材置場 農地の原型復旧に支障とならない仮設住宅建設用資材その他の災害復旧に必要な資材の仮置き等をする場所をいう。

（登録対象農地）

第 3条 防災協力農地として登録の対象となる農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 300平方メートル以上の規模の農地
- (2) 隣接する農地で合計300平方メートル以上の規模の農地
- (3) すでに登録されている防災協力農地に接する農地

（申請及び登録）

第 4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、協力内容に応じて防災協力農地登録申請書（様式第 1号（1）もしくは（2））を市長に提出するものとする。

- 2 賃借権等が設定されている農地の所有者は、前項に規定する申請について、当該権利者の同意を得るものとする。
- 3 市長は、申請のあった農地が防災協力農地として適当であると認めたときは、当該農地を防災協力農地登録簿（様式第 2号）に記載するものとする。

（登録証の交付等）

第 5条 市長は、前条第 3項の規定により農地を防災協力農地として登録したときは、当該申請をした所有者に防災協力農地登録証（様式第 3号（1）もしくは（2）。以下「登録証」という。）を交付し、必要に応じて防災協力農地である旨を表示する標識を当該防災協力農地に設置するものとする。

(登録の取消し)

第 6 条 登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、防災協力農地の登録を取消そうとするときは、防災協力農地登録取消届出書（様式第 4 号）により、市長に届け出なければならない。ただし、防災協力農地の登録が生産緑地地区指定の要件である場合は、当該生産緑地が存続する間は防災協力農地の登録を取消することはできない。

- 2 防災協力農地が、第 3 条各号に該当しなくなった場合は、市長は当該防災協力農地の登録を取り消すことができるものとする。
- 3 防災協力農地が、市長が防災協力農地として適当でないと認めた場合は、市長は当該防災協力農地の登録を取り消すものとする。
- 4 前 2 項に該当し、防災協力農地の登録を取り消す場合において市長は、当該登録者にその旨を通知する。

(登録の期間及び更新)

第 7 条 防災協力農地の登録期間は、登録簿に記載された日から 2 年を経過した日後の最初の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了時までに、登録者から更新しない旨の意思表示があった場合を除いて、さらに 3 年間登録を自動的に更新し、以後も同様とする。

- 2 前条第 1 項ただし書に規定する当該生産緑地が存続する間は、前項の規定に関わらず、登録を自動的に更新するものとする。
- 3 第 1 項ただし書に規定する登録の更新に際しては、その都度、当該登録者に登録証を交付する。

(災害時の使用)

第 8 条 市長は、災害が発生した場合、防災協力農地を登録者の許諾なく、7 日間以内の期間、避難空間として使用することができる。

- 2 市長は、災害が発生した場合に、防災協力農地を 8 日間以上の期間、避難空間として使用しようとする場合もしくは災害復旧用資材置場として使用する場合は、登録者にその使用について通知するものとする。
- 3 前項の使用の通知は、文書で行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭等により通知する。

(使用期間)

第 9 条 前条の用途として使用する期間は、2 年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、当該登録者の同意を得て、これを延長することがある。

(補償及び土地使用料等)

第 10 条 防災協力農地を使用した場合には、市長は、当該登録者に対して、別表に定める補償及び土地使用料等を支給する。

(原状回復)

第 11 条 使用が終了したときは、市長は、速やかに使用前の農地の状態に回復し、所有者に返却する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災協力農地制度について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年12月20日から施行する。

別表（第10条関係）

1 防災協力農地を 7日間以内の期間避難空間として使用する場合

立毛補償	災害時の使用状況及び立毛状況を、市長が現地調査し、次のいずれかの額を補償する。 （ 1）立毛の粗収入見込み額。ただし、立毛に市場による価値があるときは、その処分価格を控除した額 （ 2）農作物を作付けするため投下した種苗及び肥料等の費用
------	--

2 防災協力農地を災害復旧用資材置場又は 8日間以上の期間避難空間として使用する場合

土地使用料	当該土地の固定資産税及び都市計画税の税相当額を使用月数に応じて計算した額
農作物補償	前項に規定する立毛補償

備考

- 1 使用月数を計算する場合において、 1月未満の端数は 1月として計算する。

様式第 1号(1) (第 4条関係)

防災協力農地登録申請書 (避難空間)

年 月 日

名古屋市長 殿

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話番号

次の農地を名古屋市防災協力農地として、登録することを申し出ます。
なお、次の農地について、災害発生日から 7日間以内の期間避難空間として使用する
ことを承諾します。
使用した際の補償については、名古屋市防災協力農地登録制度要綱の定めによるこ
とを承諾します。

農地の所在地	現況地目	面積 (㎡)	権利者の同意
			権利者名

注意 農地に利用に関する権利を設定している場合は、当該権利者の同意を証するた
め、署名、捺印をしてください。

様式第 1号(2) (第 4条関係)

防災協力農地登録申請書 (避難空間及び災害復旧用資材置場)

年 月 日

名古屋市長 殿

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話番号

次の農地を名古屋市防災協力農地として、登録することを申し出ます。

なお、次の農地について、災害発生日から 7日間以内の期間避難空間として使用することを承諾します。また、災害復旧用資材置場又は災害発生時から 8日間以上の期間避難空間として使用する必要が生じた場合、その使用の通知があれば同意します。

使用した際の補償及び土地使用料等については、名古屋市防災協力農地登録制度要綱の定めによることを承諾します。

農地の所在地	現況地目	面積 (㎡)	権利者の同意
			権利者名

注意 農地に利用に関する権利を設定している場合は、当該権利者の同意を証するため、署名、捺印をしてください。

様式第 3号(1) (第 5条関係)

防災協力農地登録証 (避難空間)

年 月 日

様

名古屋市長

1 登録番号

2 登録農地の概要

所 在 地	現 況	面積 (㎡)	備 考

3 登録期間

年 月 日から 年 3月31日まで

ただし、登録を継続しない旨の申し出がないときは、期間満了毎に 3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とします。

4 使用目的

使用目的は、避難空間とします。

様式第 3号(2) (第 5条関係)

防災協力農地登録証 (避難空間及び災害復旧用資材置場)

年 月 日

様

名古屋市長

1 登録番号

2 登録農地の概要

所 在 地	現 況	面積 (㎡)	備 考

3 登録期間

年 月 日から 年 3月31日まで

ただし、登録を継続しない旨の申し出がないときは、期間満了毎に 3年間登録を自動的に更新し、以後も同様とします。

4 使用目的及び使用の要請

- (1) 使用目的は、避難空間又は災害復旧用資材置場等とします。
- (2) 災害復旧用資材置場又は 8日間以上の期間避難空間として使用する場合は、市長から通知をします。

様式第 4号 (第 6条関係)

防災協力農地登録取消届出書

年 月 日

名古屋市長 殿

申請者 住所
(所有者) 氏名
電話番号

次の名古屋市防災協力農地の登録を取り消すことを届け出ます。

[illegible]